

○投票について

(投票日) 11月20日(日) 午前7時から午後8時

※下記の投票区は、投票時間が午前7時から午後6時までとなります

第47投票区投票所 (御神楽公民館)
第48投票区投票所 (旧野上小学校)
第49投票区投票所 (野上基幹集落センター)
第50投票区投票所 (下作原多目的集会所)
第51投票区投票所 (作原生活改善センター)
第71投票区投票所 (大釜公民館)
第75投票区投票所 (玉雲寺)



(投票できる方)

〈本市で投票できる方〉

平成10年11月21日以前に生まれ、平成28年8月2日以前から引き続き佐野市の住民基本台帳に記録されている方です。

市外から転入された方は、市役所へ転入の届出をした日が8月2日以前で、引き続き佐野市の住民基本台帳に記録されている方になります。

※8月3日以降に佐野市から住所を移し、県内の他の市町に転入の届出をされた方のうち、佐野市において引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていた方は、投票の際に(注)「引き続き栃木県内に住所を有する旨の証明書」(無料)の提出が必要となります。

〈前の住所地での投票となる方〉

平成28年8月3日以降、栃木県内の他の市町から佐野市に住所を移し転入の届出をされた方は、佐野市で投票することはできませんが、前の住所地で投票することができます。その際には(注)「引き続き栃木県内に住所を有する旨の証明書」(無料)の提出が必要となります。

○(注)「引き続き栃木県内に住所を有する旨の証明書」

現在お住まいの市町の住民課などで発行します。なお費用は無料になります。

※県外に転出された方や8月3日以降に県外の市区町村から転入された方は、栃木県知事選挙の投票をすることはできません。

(投票所入場券) 投票所入場券(圧着式はがき)は、11月3日に発送します。

- ・はがき1通につき、4名分の入場券になりますので、はがしてご利用ください。
- ・有権者が5名以上の世帯には2通以上のはがきが郵送されます。
- ・投票の際には、あらかじめご自分の入場券を切り離して投票所にお持ちください。

◎入場券が届かなかったときや紛失したときでも、選挙人名簿に登録されていれば投票ができます。このようなときには、投票所で入場券を再交付しますので、係員にお申し出ください。

※無投票となった場合は、投票所入場券は発送しません。

選挙公報 候補者などの政見や主張をよく聞いて投票しましょう。

11月18日(金)までに新聞折り込みにより配布します。

その他、市役所、田沼・葛生の各行政センター、地区公民館などにも置いてありますので、新聞を取られていない方は、こちらでお受け取りください。



11月20日(日)は栃木県知事選挙の投票日です
これからの県政と私たちの暮らしを結ぶ大切な一票です。忘れずに投票しましょう。

選挙管理委員会 ☎ (20) 3034



○期日前投票または不在者投票について

投票日に仕事などの都合により、投票所へ行って投票することができない方は、投票制度の例外として、投票日の前日までに投票することができます。投票日当日、次のような事由に該当する方です。

- ・職務または業務などに従事する方
- ・用務や事故のため、投票区の区域外に旅行または滞在する方
- ・病気や出産のため、入院が予定されている方

〈期日前投票または不在者投票のできる期間および場所など〉

期間	時間	場所
11月4日(金)～ 11月19日(土)	午前8時30分 ～午後8時	佐野市役所 1階市民活動スペース 田沼行政センター 1階会議室 葛生あくど保健センター エントランスホール
11月14日(月)～ 11月19日(土)	午前8時30分～午後5時	赤見支所



市民広場駐車場	午前8時30分～午後10時
市役所地下駐車場	午前8時30分～午後8時 (出口閉鎖は午後8時30分)

この他、市営万町駐車場、高砂町駐車場、佐野駅北駐車場をご利用いただけます

○開票について

開票状況をご覧になりたい方は、当日開票所受付にお申し出ください。

- ▶日時＝11月20日(日)午後9時15分開始予定
- ▶場所＝運動公園市民体育館(赤見町2130番地2)

※投・開票状況をインターネットで

中間推計投票率(午前9時頃から)や開票状況(午後10時頃から)を市ホームページに掲載します
また、携帯電話からもご覧になれます(<http://www.city.sano.lg.jp/mobile/senkyo/sokuhou.html>)。



○投票の特例

詳しくは選挙管理委員会にお早めにお問合せください。

〈佐野市以外に滞在されている方の投票〉

佐野市(名簿登録地)以外の場所に仕事などの都合で滞在され、佐野市で投票することができない方は、滞在先で投票することができます。

〈指定病院などでの投票〉

不在者投票のできる施設として都道府県の選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、施設の職員におたずねください。

〈身体に重度の障がいなどのある方の投票〉

身体に重度の障がいなどがあり、投票所へ行って投票することができない方には、郵便により自宅で投票する制度があります。該当される方は、郵便等投票証明書の交付申請などの手続きが必要となりますので、早めに手続きを済ませてください。交付を受けている郵便等投票証明書の期限が切れている方も、新たな手続きが必要となりますのでご注意ください。

なお、郵便などによる不在者投票用紙などの請求期限は、11月16日(水)までです。

